

自ら法廷に立つ



宗谷医師会
西岡整形外科クリニック

にし おか けん ご
西 岡 健 吾

昨年の暮れ、初めて患者から訴状が届いた。自ら毎月法廷に立ち、先月やっと裁判が終了したので紹介する。訴状の原告の名前ははっきり覚えていた。リハビリ通院がメインで不定期に来院、2ヵ月に1回の診察時は毎回、病状も安定していた患者である。一昨年、全国初の北海道の緊急事態宣言を受け、当院でも早々と来院患者にマスク着用を促し、マスク不足の折には職員手縫いのマスクを渡して感染対策を始めていたのだが、その患者だけは頑として毎回マスク着用拒否、職員に対し「なぜ必要なのか」「強要罪に当たる！ちなみに英語で言う」となど騒いで職員を侮辱するため、職員たちには「コロナ禍に対応できない困った患者だが、飛沫を撒き散らされないよう最低限の会話で済ませましょう」と意思統一した。しかし4月に入り道内でもコロナが猛威を奮ってきたため、さすがに看過できなくなり、私から直接「持論はあると思いますが、世界がこうなった以上、マスク着用に応じてもらえますか」とやんわり伝えたところ、意外にもすんなり応じ安堵した次第である。しかしその後も職員に対する暴言や不遜な態度は続き、それでも患者の社会的地位（元大学講師で士業）に配慮し、職員たちを我慢させていた。しかし7月に入り、患者から私宛に「職員の態度の改善要求」なる文書が届いた。文書は独善的な内容で病的にすら感じさせ、ついに患者との信頼関係は完全に破壊され、もはや診察は続けられないと感じた。その日のうちに私は他院宛の紹介状と、診察終了を言い渡す文書を患者に送付した。その3日後、診察中に道医師会と保健所からほぼ同時に電話が来て「診察拒否をする西岡整形外科の院長は問題だ、懲戒処分にしろ」という患者からの連絡があり、その事実確認ということで対応に追われた。それから1年以上、音沙汰はなかったのだが、昨年の暮れ、不意に訴状が届き「診療拒否で精神的苦痛を受けたので100万円支払え」という内容であった。患者本人のホームページを見ると、自らの立派な経歴の羅列と共に、この1年で私を含め4件、本人訴訟を起こしていることを武勇伝の如く公開しており、厄介な訴訟マニアであることがわかった。私はすぐ道医師会に連絡、保険会社と弁護士を紹介いただいたのだが、保険会社からは「医療事故でないので保険適応外になります」とにべもない返事、弁護士も「典型的なクレーマーで長期化間違いない、しかし無保険なので札幌からの弁護費用もかさむ、地元で相談

した方が」とのこと。当方は何の落ち度もないのに、弁護士でも厄介な案件を抱えた事実、暗澹とした心境になった。

しかし幸い、稚内にも信頼できる弁護士はいる。弁護士丸投げでなく自らの戦いとすべく、私は図書館に向き訴訟関連の本を片っ端から10冊以上借りてきて勉強し、自分なりに答弁書を作成した上で、地元の弁護士に持ち込んで相談した。幸い地元の弁護士は力になってくれ、素人の私が書いた主観的な答弁書をプロの眼で推敲し、惚れ惚れするようなプロの文章に昇華してくれた。弁護士から訴訟のアドバイスを受けていく過程で、原告はあくまで訴訟マニアであって、訴訟のプロではないことが私にもわかってきた。裁判所は体裁さえ整ってれば訴状を受けざるを得ない。素人は裁判と聞いただけでビビるので訴訟マニアはそれで和解金をせしめるだろうが、そもそも裁判に勝つための本質とは“裁判官を納得させること”であり、医療者に対する理不尽な訴訟に対し、弁護士の支援を受け自ら法廷に立って戦う覚悟の自分が負けるはずがないと確信した。稚内にも裁判所はあり、家から車で3分である。最初の裁判で、裁判官からは「和解しますか、争いますか。争うとしたら長期化すると思いますが」とのことだったので私は「和解などあり得ない。判決まで戦います」と伝えると「では簡易裁判では馴染まない内容なので、旭川地方裁判所に移送します」と言われ「毎月旭川まで行くのか、休診にしないと」と覚悟したが、「ここが旭川地裁稚内支部なので、来月は旭川から裁判官に来ていただきます」とのことので安堵した。第1回の口頭弁論では女性裁判官が登場、50分間で私が話したのはわずか1分、残り49分は裁判官から原告への手厳しい詰問により、原告は終始タジタジであった。原告は暴言を吐いたことも、マスクをしていたかどうか「記憶にない」らしく、裁判官も原告に不快感を露わにし、カンファで研修医がやり込められる様子を彷彿とさせた。以後もしょうもない独善的な書面を見せられゲンナリしたが、徹底して反論した結果、原告から“訴状取下げ”の文書が送られてきた。“取下げでなく訴訟放棄でないと応じない”と文書を送り返すと、訴訟放棄で終結となった。理不尽なペイハラに悩む全国の医療機関の一助となるべく判決まで続けたかったが、ここに報告として留飲を下げる。最後に半返しにもならないが、原告所属の士業本部に顛末を報告し、現在処分待ちである。